

平成30年10月定例総会議事録

- 日 時 平成30年10月17日(水) 午前9時37分～午前11時54分
- 場 所 佐賀市役所本庁 4階大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 - 第4号 形状変更届
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）
 - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請
 - 第6号議案 農地法第18条の規定による許可申請
 - 第7号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転
 - 第8号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定
 - 第9号議案 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 第10号議案 土地改良事業参加資格交替申出
 - 第11号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
 - 第12号議案 農振法第10条の規定による変更申出
 5. 閉 会

午前 9 時 37 分 開会

○会長(坂井邦夫君)

おはようございます。現在、来年度の予算編成の時期かと思われます。私ども佐賀市農業委員会といたしましては、先般 9 月に市長の方に農業施設に関する意見書を提出いたしました。県の方では先般、10月15日、農林部長の方に10項目にわたって意見書を出してきました。

そしてまた、国の方では11月の全国会議の折に要望書を出すことになっておりますので、農家の皆様方の御意見が反映されるような形で、補正予算及び本予算の方で取り組めればいいんじゃないかなと思っている次第でございます。

それでは、先ほど報告のとおり、本日の出席委員は23名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会、平成30年10月定例総会を開会いたします。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出10件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知33件、報告第3号 使用貸借解約通知5件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出3件、議案としては、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請9件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請5件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請20件、第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件、第6号議案 農地法第18条の規定による許可申請1件、第7号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転3件、第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定155件、第9号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について1件、第10号議案 土地改良事業参加資格交替申出1件、第11号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）14件、第12号議案 農振法第10条の規定による変更申出11件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は10月9日、北部は10月10日に行っております。

また、調査会については、南部が10月11日、北部が10月12日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、会長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、15番委員の池田委員、16番委員の北村守委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書22ページから24ページ、及び28ページの農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番、4番と5番、16番から18番まで、及び議案書32ページの農地法第18条の規定による許可申請 審議番号1番の審議結果について、報告します。

第31回常設審議委員会議の報告。

佐賀市、農地法第4条の規定による意見聴取について0件、農地法第5条の規定による意見聴取について3件、農地法第18条の規定による意見聴取について1件、農地法第5条関係3件、農地法第18条関係1件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長(坂井邦夫君)

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から10番までの10件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

30

○会長(坂井邦夫君)

ここで皆さんにお諮りします。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号30番は、秋吉委員の同居の親族の案件となっておりますので、秋吉委員に一時退室いただき、この案件について先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、秋吉委員には、一時退室いただき、この案件について先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、秋吉委員退室してください。

〔23番秋吉委員 退室〕

○会長(坂井邦夫君)

それでは、この案件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

秋吉委員の入室をお願いします。

〔23番秋吉委員 入室〕

○会長(坂井邦夫君)

次に、議案書4ページから11ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

30を除く1～33

○会長(坂井邦夫君)

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号30番を除く、報告番号1番から33番までの32件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書12ページ及び13ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5

○会長(坂井邦夫君)

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から5番までの5件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで次に進みます。

議案書14ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○会長(坂井邦夫君)

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書15ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

○会長(坂井邦夫君)

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書16ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3

○会長(坂井邦夫君)

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書17ページ及び21ページをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可申請）

1

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

4

○会長(坂井邦夫君)

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可申請）、審議番号1番及び第3号議案農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一体のものとして同時に願出及び申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番及び、第3号議案農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番の2件については、過去に受けた転用許

可の取消しを行い、新たに農地法第4条の規定による許可を得るために申請がなされたものであるため、一括審議・一括裁決を行いました。

申請地は平成5年2月に「分家住宅」を目的として、農地法第5条の規定による転用許可を受けていましたが、排水について市道予定地を経由するかどうかで住宅の建築を保留していました。

今般、退職に伴って改めて建築しようとしたところ、当時の計画では都市計画法の基準を満たしていなかったため、許可の取消しを行い、「一般住宅」を転用目的として申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区域の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適する農地」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番は、願出どおり承認することで、また、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、願出及び申請どおり承認及び許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番は願出どおり承認することに、また、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2

○会長(坂井邦夫君)

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番は普通売買の案件、審議番号2番は公売の案件です。

なお、各案件については地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び19ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3・4・5・6・7・8・9

○会長(坂井邦夫君)

審議番号3番から9番までの7件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号6番、7番を除く、審議番号3番から9番までの5件は普通売買の案件、審議番号6番は贈与の案件、審議番号7番は親族間の贈与の案件です。

審議番号8番については、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、長年耕作が行われておらず、荒地の状態となっているため、今後の計画について説明を求めたところ、一部にブドウ棚のコンクリート基礎等が埋まっていることから、重機を用いて整地した後、にんにくやこんにゃく芋等の作付けを行い、一部を加工品として販売を行うとの説明がありました。

また、所有する農地の耕作状況について確認したところ、今後も効率的に利用し、地域とのトラブル等が無いように営農を行っていくとの回答を得ました。

この案件を含むすべての案件について、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2

項各号には該当していないため許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この7件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から9番までの7件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長(坂井邦夫君)

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番は、「農家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は農業を営んでいます。農業用機械の増加により、その保管場所を確保するために農業用倉庫の建築を計画され、また、今般、土地の調査をしたところ、申請地を住宅敷地として利用していることが判明したため、適法化すべく申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用された事についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、547番2及び547番5については「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

555番8及び555番9については「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、いずれも「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、審議番号1番については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページ及び21ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

4を除く2・3・5

○会長(坂井邦夫君)

審議番号4番を除く、審議番号2番から5番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「貸車両置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、申請地が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場から概ね300m以内の農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(b)のi。

許可基準については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「広告用看板」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、申請地は佐賀市の市道工事によって残った狭小な農地で、看板の引き合いも多いことから広告用看板を設置したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設された4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「埋蔵文化財試掘」の一時転用の案件で、申請地は一般住宅として転用することを計画していますが、それに先立ち、埋蔵文化財の試掘調査を行いたく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除

計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号4番を除く2番から5番までの3件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページから26ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1～11

○会長(坂井邦夫君)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から11番までの11件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「遊覧飛行発着場」の一時転用の案件で、申請人は航空運送業を営んでいますが、今月末から行われる佐賀バルーンフェスタの開催期間中に、来場者を対象としたヘリコプターの遊覧飛行を実施したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの(ア)。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの(イ)のcと決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、開発道路の幅員について確認したところ、水路の付け替えを行うことで、最低でも4.1mの有効幅員を確保しているが、通行に支障がないよう対策を行うとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便がよく、近くに大型商業施設や医療施設等があり、住環境も良いことから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号4番及び5番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良く、近くに大型商業施設や医療施設等があり、住環境も良いことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地南側に残る農地の今後の用水と通作について確認したところ、用水については、農地の東側の水路に取水ポンプを設置し、通作については、開発道路からスロープ

を設置するとのことで、住宅購入者に対しては、耕作者が開発道路を利用することを契約時に説明するとの回答を得ました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、420番1については「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

420番2及び審議番号5番については「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、420番1については「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）。

420番2及び審議番号5番については「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、周囲に日照の妨げとなる高い建築物がないため、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、転用後の管理について確認したところ、隣接する農地に影響がないよう、借用期間中は責任をもって管理する旨の回答を得ました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「通路」の案件で、申請人は、申請地の西側に居住していますが、自宅への進入路の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等に問題ないこ

とを確認し、申請地を許可なく転用された事についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番及び9番は転用目的が「事務所兼用住宅」及び「車両置場」の案件で、一体的に造成を行うものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号8番について、申請人は、土地家屋調査士業を営んでいますが、事務所兼用住宅を建築するにあたって土地を探していたところ、申請地は交通の便がよく、適地と判断し、申請されたものです。

また、審議番号9番について、申請人は建設業を営んでいますが、事業規模の拡大により、現在の車両置場が手狭となってきたことから新たに敷地を確保したく申請されたものです。

申請人に、申請地北側に残る農地の管理について確認したところ、申請地の表土を用いて嵩上げし、地権者が畑として耕作する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準も、ともに「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号10番及び11番は転用目的が「車両置場の敷地拡張」及び「一般住宅の敷地拡張」の、どちらも農振除外を経た案件で、申請人が同一で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号10番について、申請人は、中古車販売業を営んでいますが、既存敷地が手狭とな

ったため拡張したく、申請されたものです。

また、審議番号11番について、申請人は、現在、申請地南側の借家に居住していますが、この住宅を購入するにあたって土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため適法化したく、申請されたものです。

申請人に、申請地周辺の水路は農業用水路であることから、車両置場として利用するにあたって、車両からオイル等が、水路に流れ込まないか確認したところ、申請地では作業を行わないため、オイル等が流れることはない旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用された事についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準も、ともに「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、審議番号1番から11番までは、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号4番及び5番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号8番及び9番の2件については、転用目的が「事務所兼用住宅」及び「車両置場」の案件で、一体的に造成する計画となっています。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。18番委員。

○18番(古賀伸一君)

申請地は、適地であるという理由で申請されていますが、甲種農地ということで、原則不許可の農地になります。そういったところをどんどん許可するのはいかがなものかと思いますが。

○南部調査会長(大園敏明君)

言われるように、甲種農地をどんどん開発するのはいかがなものかという気はします。今後も、こういった優良農地は極力、歯止めをかけたいと思っています。

○会長(坂井邦夫君)

いいですか、18番委員。

○18番(古賀伸一君)

はい、わかりました。

○会長(坂井邦夫君)

ほかにございませんか。6番委員。

○6番(鶴 敏春君)

今の件については、調査会の中でも相当議論をしたわけですね。申請地のような広がりのある優良農地を転用するのは賛成できないといった意見もありました。ただ、許可できる要件があるわけですので、その辺の許可できる要件を考えた上で仕方がないということで結論づけました。

また、申請地の残りの部分は嵩上げし、今後は所有者が畑として耕作するとのことですが、面積も広いので、不耕作地とはならないよう、我々農業委員会と事務局が一体となって、注視していく必要があると思います。

○会長(坂井邦夫君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号8番及び9番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号10番及び11番の2件については、転用目的が「車両置場の敷地拡張」及び「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人が同一で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号10番及び11番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書26ページから29ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

12・13・14・15・16・17・18・19・20

○会長(坂井邦夫君)

審議番号12番から20番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号12番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は檀家数が350戸ほどの寺院ですが、法事等の際は駐車場が不足し、近隣に迷惑をかけているため、新たに駐車場を設ける計画をしたところ、申請地は寺院入口に近く、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号13番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、家族で妻の実家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は、妻の実家に近く、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設された4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号14番、15番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、県道に隣接し交通の便も良いことから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地東側の水路敷について確認したところ、水路管理者からの要望があり、

法面を整地して歩きやすくするとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号16番から18番までの3件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、公共施設や教育施設に近く、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地西側に残る水路敷について、申請地に含めることができなかつたのか確認したところ、この水路敷は付替え以外では利用できないため、管理者との協議の結果、現行の計画となった旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「県庁、市役所又は役場から概ね300m以内の農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のiii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号19番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、夫婦で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は、近隣に教育施設があり、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該

当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号20番も、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は、近くに温泉があり、退職後の住宅には適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「県庁、市役所又は役場から概ね300m以内の農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のiii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号12番から20番までの9件については、申請のとおり許可相当として総会に送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号14番及び15番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号14番及び15番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号16番から18番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号16番から18番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号19番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号19番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号20番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号20番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書30ページ及び31ページをお開きください。

第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

○会長(坂井邦夫君)

第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号1番は、「12棟の建売分譲住宅」として、平成30年4月に受けた転用許可を、「10棟の建売分譲住宅及び1棟の事務所兼用住宅」に目的を変更する案件で、申請人は、建売分譲住宅を目的として転用許可を受けていましたが、顧客から事務所兼用住宅の要望があったため、今回、転用目的を変更したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等については、変更前と変わらず問題ないことを確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号2番は、「有料老人ホーム及び通所介護事業所」として、平成29年11月に受けた転用許可を、「グループホーム及び通所介護事業所」に目的を変更する案件で、申請人は、建設業及び介護事業を営んでおり、平成29年に有料老人ホーム及び通所介護事業所を目的とした転用許可を受けて、準備を進めていました。

しかし、申請人が地域密着型サービスの事業者指定されたため、有料老人ホームをグループホームへ変更したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等については、変更前と変わらず問題ないことを確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号1番、2番の2件については、申請のとおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり承認することに決定しました。

次に、議案書32ページをお開きください。

第6号議案 農地法第18条の規定による許可申請

○会長(坂井邦夫君)

第6号議案 農地法第18条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

第6号議案 農地法第18条の規定による許可申請、審議番号1番は賃貸借の解除の案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人によると、申請地は、平成4年に当時の所有者と、その三男との間で賃貸借契約が結ばれた水田で、平成6年に転用目的で、当時の所有者と申請人との間に金銭の受け渡しがあり、申請人は農地法第5条の転用を条件とした所有権移転仮登記と、抵当権を申請地に設定しました。

しかし、申請地は市街化調整区域内の広がりのある農地で転用が困難であるため、申請人は地域の方の協力を得ながら農地として管理をしてきたとのこと。

申請人は、申請地の土地代の他に土地改良区の賦課金なども負担してきた経緯もあり、農地としての取得を希望し、賃借人に合意解約を求めましたが、拒否されたため、申請地の相続人の同意のもと、時効取得で申請地の所有者となっております。

また、賃借人は平成8年に転出をしたままであり、当時の所有者の死後、相続を放棄しており、耕作をせず、賃料も支払っていないとのこと。

以上のことから、申請人は不耕作を理由として、賃貸借契約の解除を申請されたものです。

調査会において審議したところ、地元関係者からの聞き取り及び、営農関係書類から、賃借人の耕作の事実は認められず、農地法第18条第2項の第1号の「信義に反する行為」に該当するとともに、賃借人は耕作など申請地の管理をしておらず、解約等を認めることが農地の適正かつ効率的な利用につながることから、第6号の「その他正当の事由がある場合」にも該当すると判断し、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。18番委員。

○18番(古賀伸一君)

申請人は、この農地の所有者ということで申請されていますが、本当に所有者として認定されているのですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局、お願いします。

○事務局長（福田康則君）

通常であれば、耕作を目的とした農地の所有権移転については、農地法の3条の許可が必要となりますが、今回のような時効取得は、農地法の許可がなくても原始取得として農地の所有が法務局で認められております。

○18番（古賀伸一君）

はいわかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書33ページをお開きください。

第7号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番の1件：3,946㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、計画案どおり承認することに決定しました。

第7号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

2・3

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号2番及び3番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号2番、3番の2件：6,753㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書35ページ及び36ページをお開きください。

第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

6・7・8

○会長（坂井邦夫君）

第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号6番から8番までの3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件は、大園委員が代表を務める法人の案件です。

農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、大園委員に一時退室いただき、この3件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、大園委員には一時退室いただき、この3件を先に審議することに決定しました。

それでは、大園委員退室してください。

〔21番大園委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

鶴南部副調査会長には、この案件の間、南部調査会長の席へ移動し、案件の報告をお願いします。

〔鶴南部副調査会長移動〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部副調査会長（鶴 敏春君）

報告します。

審議番号6番から8番までの3件

新規 3件： 46,284㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番から8番までの3件については、計画案どおり承認することに決定しました。

鶴南部副調査会長、ありがとうございました。席の移動をお願いします。

〔鶴南部副調査会長移動〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、大園委員の入室をお願いします。

〔21番大園委員 入室〕

次に、議案書34ページから60ページまでをお開きください。

第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

6～8を除く1～114

○会長（坂井邦夫君）

審議番号審議番号6番から8番までを除く、審議番号1番から114番までの111件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号6番から8番までを除く、審議番号1番から114番までの111件

新規 15件： 142,724㎡

更新 96件： 509,879㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この111件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この111件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この111件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番から8番までを除く、審議番号1番から114番までの111件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書63ページをお開きください。

第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

122

○会長（坂井邦夫君）

審議番号122番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、百武委員本人の案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、百武委員に一時退室いただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、百武委員には、一時退室いただき、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、百武委員退室してください。

〔5番百武委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号122番

更新 1件： 2,849㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号122番については、計画案どおり承認することに決定しました。

それでは、百武委員の入室をお願いします。

〔5番百武委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書61ページから72ページまでをお開きください。

第8号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

122を除く115～155

○会長（坂井邦夫君）

審議番号122番を除く、審議番号115番から155番までの40件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号122番を除く、審議番号115番から155番までの40件

新規 6件： 45,048㎡

更新 34件： 195,011㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この40件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この40件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この40件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号122番を除く、審議番号115番から155番までの40件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書73ページをお開きください。

第9号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

○会長（坂井邦夫君）

第9号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第9号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、調査会において審議したところ、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書74ページをお開きください。

第10号議案 土地改良事業参加資格交替申出

1

○会長（坂井邦夫君）

第10号議案 土地改良事業参加資格交替申出、審議番号1番を議題といたします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第10号議案 土地改良事業参加資格交替申出、審議番号1番について、調査会において審議したところ、申出どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書75ページから78ページまでをお開きください。

第11号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長（坂井邦夫君）

第11号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から10番までの10件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件であるため、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、年々資材が増えて置場に困っており、また雨の日でも海苔網が干せるように資材倉庫兼乾燥庫を建設したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や、転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号2番は、除外目的が「資材置場の敷地拡張」の案件であるため、委員による現地

調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、土木事業を主体にリサイクル業も営んでいますが、事業拡大のため新たに再生資材置場を整備することを計画したところ、申出地は既存の資材置場に隣接しているため、適地と判断し、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や、転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

なお、審議の際に委員より、北側農道に道路側溝を設置する計画がなく、道路の雨水が北側農地に流れることへの対応について、資材置場からの粉塵の飛散防止対策について、造成を行うことによる南側水路法面への対策について、以上の3点について質問がなされました。

その結果、後日、農業振興課を通じ申出人に確認をしたところ、北側の農道の雨水については、農地へ流れないように道路側溝を設置する。粉塵の飛散防止対策については、申請地北側及び東側にカイヅカを植栽する。南側水路については、法面保護のため、現在の木柵を新たに設置し直すとの回答がありましたことを申し添えます。

次に、農地区分については、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件であるため、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在、自宅より離れた借地に海苔用資材を保管しており、十分な管理ができていないため、管理が容易となる自宅南側の申出地に移設したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や、転用面積の必要性などについて確認し、一部を許可なく転用されたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号4番は、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」、審議番号5番は、除外目的が「海苔資材置場」の案件で一体的に造成を行う計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、審議番号4番について、申出人は海苔養殖業を営んでいますが、規模拡大により敷地が手狭となり、作業に支障をきたしているため、申出地を住宅敷地として拡張し、海苔網干しなどの作業場として利用したく、申出されたものです。

また、審議番号5番について、申出人は、現在、自宅より離れた借地に海苔用資材を保管しており、十分な管理ができていないため、管理が容易となる自宅南側の申出地に移設したく、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認を行い、一部を許可なく転用されたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一团の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、審議番号4番については、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号5番については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号6番は、除外目的が「駐車場（寺院の敷地拡張）」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は檀家数が145戸ほどの寺院ですが、法事や総会等の際には駐車場が不足し、近隣に迷惑をかけているため、新たに駐車場を設置したく申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

審議番号7番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、現在、借家に家族4人で居住していますが、分家住宅の建築を計画するにあたり、申出地は、実家に近く、今後、農業の手伝いと親の面倒を看る上で適地と判断し、申出されたものです。

その他、代替性や、周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の c と決定しております。

審議番号8番から10番までの3件は、除外目的が、「社会福祉施設の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、申出地の東側で社会福祉施設を営んでおり、今般、通所介護事業の拡充を図るため、現在の敷地を拡張したく申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積

の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、甲種農地ウの(イ)のdと決定しております。

以上のことから、審議番号1番から10番までは、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号4番及び5番の2件については、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」及び「海苔資材置場」の案件で、一体的に造成する計画となっています。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号8番から10番までの3件については、除外目的が「社会福祉施設の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番から10番までの3件については、申出どおり

承認することに決定しました。

次に、議案第78ページ及び79ページをお開きください。

第11号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

11・12・13・14

○会長（坂井邦夫君）

審議番号11番から14番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号11番は、除外目的が「農家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は家族6人で市外の借家に居住しながら、父と協力して市内で農業を行っていますが、効率的に農業が出来る場所に居住したいと考え、農家住宅の建築を計画したところ、申請地は耕作地が近隣にあり、農業を行う上で適地と考え、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適する農地」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号12番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は現在、家族3人で借家に居住していますが、両親の介護がしやすい場所に居住したいと考え、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は実家に隣接し、今後農地の管理と親の面倒を見る上で適地と考え、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、

形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適する農地」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の c と決定しております。

審議番号13番は、除外目的が「福祉施設の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、申出地の東側でケアハウスを運営していますが、既存敷地内に新たな認知症対応型グループホーム建築を計画したところ、西側の市道に接道する必要があるため、通路として拡張したく申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）の a。

許可基準は、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、第1種農地イの（イ）の e の（e）と決定しております。

審議番号14番は、除外目的が「携帯電話無線基地局」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は電気通信事業を営んでいますが、申出地一帯は、地形的な問題等から安定したサービスの提供ができない地域となっており、携帯電話無線基地局の新設が必要であるため申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第14号の規定により許可不要と決定しております。

以上のことから、審議番号11番から14番までの4件については、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書80ページから83ページまでをお開きください。

第12号議案 農振法第10条の規定による変更申出

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長（坂井邦夫君）

第12号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号1番から10番までの10件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から10番までについて、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この10件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この10件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この10件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から10番までの10件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書83ページをお開きください。

第12号議案 農振法第10条の規定による変更申出

11

○会長（坂井邦夫君）

第12号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号11番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第12号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号11番について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会平成30年10月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会平成30年10月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会平成30年10月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時54分 閉会